



コロナから営業と生活を守るためにあらゆる制度を使いましょう！

## 浜松市の業者を守れ！

4月28日に、浜松市長に「新型コロナウイルス感染症対策に係る中小・家族経営業者に対する緊急支援の要請」を行いました。

副市長が対応してくれ対談もしました。実際に中小自営業者の声を聞き実態に沿った支援をしてもらいたいと、三方原支部池田さん(美容院)と西支部山本副会長(製造業)に現状を話してもらいました。



休業要請の中に理美容や鍼灸マッサージなど入っています。市の認識は、理美容などは固定客しか来ないので感染拡大にはつながりにくく、休業要請の対象ではないという事でした。しかし実際は、愛知で理美容などが休業要請対象となっているためか、県外から初めての方も来店している現状があります。

飲食店の休業で卸業などにも影響が出ました。今年は浜松まつりも中止となったのでそれに関わる業種全てに影響が出ています。

国が外出自粛と言う時点で感染防止に多くの業者が協力し影響も出しており、業種による線引きを無くし広く支援をするよう、今後も国・県・市などに訴えていきます。

(足田会長の報告を添削・加筆して載せております。)

## 休業要請に基づく協力金

浜松市または静岡県による休業要請に協力し、期間中に休業した浜松市内の飲食店などに協力金が支給されます。申請受付は既に始まっています。申請書や要項が無い方は民商までご相談下さい。

市のホームページからも印刷できます。問い合わせ先：「浜松市休業要請協力金事務局 053-451-2351」

必要書類に、「確定申告書の控え(受付印のあるもの)」とあります。

受付印が無い場合、4月分の売上帳や現金出納帳の写しで補足することが出来ます。民商の集団申告の封筒に押ししてもらった方は、その写しも添付しましょう。

## 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

給付額は最大で個人事業主100万円、中小法人200万円です。まずは、要件を確認して下さい。

## 申請の注意事項

現在申請はwebのみで、書面での申請は受け付けていません。添付書類を写真やPDFなどで送ります。また、メールアドレスがないと申請が出来ません。

必要書類に「確定申告書の控え(受付印のあるもの)」とあります。受付印の無いものは提出する年度の「納税証明書(その2所得金額用)」と一緒に提出することで補足をしてくれます。

納税証明書のほかに、税務署にて、提出した申告書の開示請求や閲覧サービスにて申告書の写真を撮ることが出来ます。持続化給付金申請のため写真を撮りたいと申し出て下さい。受付印などが隠されていないことも確認し、文字が綺麗に見えるように注意して撮影して下さい。

納税証明や開示請求には「印鑑」「免許証など本人確認書類」「手数料数百円」が必要です。また本人以外は委任状などが必要です。白色 申告書に売上げ未記入の方は、所得と整合性の取れる資料を添付してあれば、柔軟に審査すると経産省の回答があります。

法人 事業概況説明書の提出を求められています。提出していない人が多いですが、提出していても同じ内容の資料を添付して給付金が振込まれた事例が報告されています。

いずれにせよ「手元にある控えに書き込む」などは絶対にしないで下さい。

### 給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
  - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。